

平成28年度

年度計画

国立大学法人鳥取大学

目 次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	2
(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	3
2 研究に関する目標を達成するための措置	3
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	3
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	4
3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置	5
4 その他の目標を達成するための措置	6
(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置	6
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	7
(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	9
II 業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	10
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	10
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	11
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	11
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	12
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	12
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	12
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	12
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	13
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	13
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	13
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	13
3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	14
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	14
VII 短期借入金の限度額	14
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
IX 剰余金の使途	15
X その他	15
1. 施設・設備に関する計画	15
2. 人事に関する計画	15
別紙（予算、収支計画及び資金計画）	16
別表（学部の学科、研究科の専攻等）	19

平成28年度 国立大学法人鳥取大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】

全学の教学マネジメントシステムとして組織的かつ継続的な教育改善に取り組むため、全学、学部及び研究科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育プログラムの点検・改善を3年ごとに行う。

- ・【1】教育支援委員会では、教育に関する自己点検・評価の実施体制及び実施スケジュール、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育プログラムの自己点検・評価の方法等を決定する。また、各学部・研究科において、平成28年度から順次教育プログラムの自己点検・評価を実施する。
- ・【2】組織的かつ継続的な教育改善に取り組むため、教養教育改革計画を策定するとともに、全学共通科目・基幹科目の自然分野の改革について検討する。

【1-2】

全学及び各学部のディプロマ・ポリシーに明記した能力を身に付けさせるため、全学共通科目及び専門科目において、シラバスと連動した時間外学習を促す組織的な取組を実施するとともに、卒業に必要な単位数等について、1年間に履修科目として登録することができる上限を設定するなど、各学部で単位の過剰登録を防ぐための取組を強化する。

- ・【1】全学共通科目及び専門科目において、シラバスの内容にまで踏み込んだチェック体制を確立し、時間外学習に関する記載率向上のための取組を行う。
- ・【2】各学部等における科目の履修状況を確認し、CAP制の導入等による単位の過剰登録を防ぐための方策を検討する。

【1-3】

学部・研究科における教育効果及び学生が身につけた能力等を検証するため、学生の成績情報等を基に学習成果を可視化するとともに、卒業生（修了生）及び就職先企業に対するアンケートを3年ごとを実施し、その結果を教育プログラムの改善に活用する。

- ・【1】全学共通教育における学習成果や学位授与方針に対応する各能力の習得度を測定するため、測定方法や可視化方法について検討し、システムの構築を開始する。
- ・【2】大学教育支援機構では、平成24年度に実施した「鳥取大学の教育力」アンケートの結果を踏まえ、卒業生（修了生）及び就職先企業に対する教育力アンケートの設問や実施方法等について検討する。

【2-1】

各学部のカリキュラム・ポリシーのもと、専門教育と全学体制による教養教育を実施するとともに、フィールドワーク、ヒューマンコミュニケーション、ものづくり実践、海外フィールド演習等の各学部の特色ある教育を中心として、学生が自ら学ぶ実践教育に取り組む。

- ・【1】学生の課題発見、問題解決やコミュニケーション能力の養成に資するため、全学共通教育では「教養ゼミナール」等を開設し、それらの履修状況を分析する。
- ・【2】各学部の専門教育において、「地域調査実習」等のフィールドワーク、「基礎手話」「ヒューマンコミュニケーションⅠ,Ⅱ」等のコミュニケーション、「ものづくり実践

プロジェクト」等のものづくり実践、「菌類資源科学」「国際乾燥地農学実習」等の海外フィールド演習等、特色を活かした実践教育に取り組む。

【3-1】

各研究科のカリキュラム・ポリシーのもと、高度な専門教育に加えて、研究者及び高度専門職業人として必要な教養教育を実施するとともに、地域創造、臨床研究、過疎地域、ナシ新品種の育成、きのこ資源の利活用、乾燥地農学等の各研究科の特色ある研究に基づき、理論と実践を融合した教育に取り組む。

- ・【1】研究者及び高度専門職業人として必要な教養を身につけさせるため、大学教育支援機構において、全学ワーキンググループを設置し、大学院の教養教育を充実させるための取組について検討する。
- ・【2】各研究科において、「地域フィールドワーク」等の地域創造、「臨床研究安全倫理特論」等の臨床研究、「システム計画学特論」等の過疎地域、「生物生産科学特論Ⅰ」等のナシ新品種の育成、「植物菌類資源科学特論Ⅱ」等のきのこ資源の利活用、「国際乾燥地科学特論Ⅱ」等の乾燥地農学等、特色ある研究を活かした教育に取り組む。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【4-1】

全学的な教育の内部質保証システムの体制として、教育関連のデータ収集・分析を行うIR活動、学生、教職員や学外関係者からの継続的な意見聴取の取組等の機能を強化する。

- ・【1】大学教育支援機構と学長室IRセッションが連携し、学生の教育効果や学習成果を把握するため、教育関連のデータ収集・分析を行うIR体制の整備、教育関連のIR活動等について検討する。
- ・【2】学生・教職員や学外関係者からの継続的な意見聴取として、授業アンケート、卒業生アンケート及び意見交換会等に取り組む。

【4-2】

組織として教育の質の改善・向上を図るため、各学部・研究科における教育プログラムの質保証として、様々な形態のFD活動を展開し、教授方法や授業改善に結びつけるよう取り組む。

- ・【1】大学教育支援機構では、全学、各学部・研究科のFD進捗状況を管理する体制を構築するため、全学の取組状況を調査し、教員のキャリアやニーズに応じたFD活動の実施計画について検討する。また、教育方法や授業改善に結びつくFD活動として、全学的なFD研修会等を実施する。

【5-1】

学生の意見を把握するため、隔年で学生生活実態調査を実施し、その結果をe-Learning等のICT環境、図書館、自主的学習環境等の改善及び充実に活用する。

- ・【1】学生の教育環境を充実するため、学生生活実態調査により学生の意見を聴取するとともに、学生が自由に利用できるスペースの活用、学生用図書・電子ジャーナル等の図書館資料の整備や学生の参画による図書の選定等を行う。
- ・【2】e-Learningシステム等の利用状況を調査し、ICT環境を用いた教育の在り方について検討する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【6-1】

入学センター、教育センター、学生支援センター、キャリアセンター及び各学部・研究科の教職員で構成された既存委員会の更なる活用、関係部署の横断的な取組等を行い、学生の入学前から卒業後までを通じた総合的な支援が行える全学的なエンrollment・マネジメント体制を構築する。

- ・【1】総合的な学生支援を行う全学的なエンロールメント・マネジメント体制を構築するため、本学におけるエンロールメント・マネジメントの定義を決定し、既存委員会の活用を含めた実施体制、関係するセンターなどが連携して取り組む総合的な支援内容、学生ポートフォリオの作成等について検討する。

【6-2】

障害のある学生等の多様な学生への支援、経済支援や就職支援等の体制を充実させるため、学生支援センター及びキャリアセンターの機能を強化する。

- ・【1】学生への学習・生活・就職等に対する相談対応や各種支援を行うとともに、多様な学生に対する支援強化に向けた取組を検討する。特に、障がいのある学生等への支援については、学生支援センターに障がい学生支援部門の設置を検討するとともに、就職支援についてはキャリアセンターとの情報共有等を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【7-1】

受験生の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価するため、アドミッション・ポリシーの改訂、選抜方法や評価方法の見直し・具体化を行い、新たなアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を実施する。

- ・【1】入学センターと各学部が連携・協力して、志願者状況等に応じた具体的な選抜方法等を検討するとともに、AO入試、推薦入試等の多様な入試を実施する。
- ・【2】新たな入学者選抜に対応するため、本学のアドミッション・ポリシーの改訂について検討する。また、他大学等における入学者選抜に関する取組状況を把握し、選抜方法や多面的・総合的な評価方法の見直し等について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【8-1】

大学の特色・強みである乾燥地科学、菌類きのご資源科学、染色体工学等の先端的研究や複数の研究者が取り組む基盤的研究において、国際共著論文の件数を第2期中期目標期間より10%以上増やすことを目指す。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【1】乾燥地研究センター(国際乾燥地研究教育機構)は、国際的存在感を持つ研究拠点として、限界地プロジェクト(乾燥地植物資源を活用した天水栽培限界地における作物生産技術の開発)をはじめとする国際共同研究等に取り組むとともに、国際ネットワーク強化のため、世界トップレベルの研究機関から外国人研究者を採用する。
- ・【2】菌類きのご遺伝資源、染色体工学、人獣共通感染症等の研究拠点やグリーン・サステイナブル・ケミストリー(GSC)等の研究プロジェクトにおいて、国内外の研究機関と協力し、国際共同研究等の実施に向けて取り組む。
- ・【3】産学・地域連携推進機構では、大学の特色・強みである研究に対して、国内外における研究ポテンシャルの分析・評価を行い、競争的資金が獲得できるように研究ロードマップの策定支援を行う。

【8-2】

国際的に優位性の高い研究拠点において、現有の研究系センターや学部等の横断型プロジェクトを組織するなどの有機的連携により、黄砂・環境修復プロジェクト等の乾燥地・発展途上国等に関する研究、健康で安全な社会のための菌類きのご資源の活用を推進する研究等に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【1】乾燥地科学等における「黄砂・環境修復プロジェクト」をはじめとする全学参画型研究プロジェクト、「健康で安全な社会のための菌類きのご資源の活用」におけるきの

こ抽出物ライブラリーの構築や「染色体工学技術等鳥取大学発治療用新技術の人獣医療応用への実現化に向けた取組」におけるヒト人工染色体の開発等を推進する。

【9-1】

地域イノベーションに貢献するため、大学が保有するキチン・キトサンのファイバー化技術等の知的資源や医療機器開発及びロボット開発研究等の研究成果を活用し、新製品の創出等に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【1】キチン・キトサンのファイバー化技術等の優れた素材技術に関して実用化研究を推進するとともに、研究をバックアップするベンチャー企業の設立を目指す。
- ・【2】「医療機器等開発プロジェクト」におけるロボティクスによる医療の自動化、高度な診療支援技術等や「再生医療・革新的がん治療法実現のための新技術開発」における組織再生工学を用いた脂肪幹細胞シートとバイオペースメーカーシートの開発等に関連する医工農連携の研究プロジェクトを推進する。

【9-2】

地域から世界各地に及ぶ研究フィールドにおいて、山陰の地域課題研究を通じた人口希薄化社会の新たな価値発見・創造のための教育研究プログラム、附属学校・地域と連携した子供の発達支援と教師の成長プロセスに関する学際研究・実践プロジェクト等の実践的研究を行い、その成果を地域社会に還元する。

- ・【1】「山陰の地域課題研究を通じた人口希薄化社会の新たな価値発見・創造のための教育研究プログラム」において、地域創生リーダーの育成に向けた大学院プロジェクト科目を設計するとともに、科学的手法による地域課題の構造化等の課題解決に資する学際研究等に取り組む。
- ・【2】「附属学校・地域と連携した子どもの発達支援と教師の成長プロセスに関する学際研究・実践プロジェクト」において、附属学校における発達コホートのデータ取得、コホート研究の解析による発達の道筋と質的転換期の解明、発達障害における二次障害の実態調査等による問題行動等への発達支援的アプローチ等に取り組む。
- ・【3】「地域の一次産業基盤の強化のための未利用生物資源活用技術の確立と農林業管理システムの開発」において、駆除獣の廃棄部、未利用魚の原料化等による地域特産商品開発、ITを活用した圃場管理に関する情報収集等による農林業管理システムの開発等に取り組む。

【10-1】

乾燥地科学分野における共同利用・共同研究拠点として、乾燥地科学拠点における研究・教育・ネットワーク等の機能を強化することにより、国際的共同研究の件数を第2期中期目標期間より20%以上増やすことを目指す。

- ・【1】乾燥地研究センターでは、共同利用・共同研究拠点として、乾燥地科学分野の重点研究プログラムを推進するとともに、海外研究者招聘型共同研究等を試行するなど、研究・教育・ネットワーク等の機能を強化する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11-1】

新しい研究コアとなり得る基盤的研究を大型プロジェクトに発展させるため、研究戦略を担う新たな組織を設置するなど研究開発マネジメント体制を平成29年度までに構築するとともに、設備の共同利用支援、URAの配置、国内外の研究機関との連携等による学際的な研究環境を整備する。

- ・【1】新しい研究コアとなり得る基盤的研究を大型プロジェクトに発展させるため、研究戦略を担う新たな組織の設置に向けた準備を進めるとともに、学内予算の重点化、研究支援環境の整備、人員(URA含む)の配置等の施策について検討を行う。

- ・【2】設備の共同利用支援体制を充実させるため、生命機能研究支援センター設備サポート分野の体制を見直し、より効率的な体制に再構築する。また、鳥取発のイノベーション及び自立した地域づくりを推進することを目的として、平成27年度に設立した「とっとりイノベーションファシリティネットワーク（TIFNet）」において、公設試験場や県内の高等教育機関と連携し、研究用設備や技術の共用に向けて取り組む。
- ・【3】研究環境整備の一環として、学際的研究に取り組むため、国内外の研究機関等との組織間連携や研究者交流を行う。

【11-2】

新たな強み研究を生み出すため、将来有望な研究者等の育成システムとして、若手研究者を対象とした研究費の確保や研究環境の整備等に取り組む。

- ・【1】若手研究者を対象とした育成システムを構築するため、研究費の取得状況を把握するとともに、研究者育成に向けた若手研究者（P I：研究主宰者）向けの学内研究助成制度、外部資金の申請書作成支援等の取組について検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【12-1】

学生の地域に関する知識や関心を高め、スキルを身につけるための地域志向型人間力教育プログラムの点検・改善を行う。

また、持続可能な地域を構築していくための施策立案や実施能力が身につけられる教育方法を構築する。

- ・【1】「地（知）の拠点事業推進室（COC）」が中心となって、地域指向型人間力教育プログラムの3つの教育プログラムについて、地域づくり実践科目等の開設状況、オーダーメイド型地域インターンシップの実施状況や教育効果等に関する自己点検・評価を実施する。
- ・【2】平成29年度改組予定の地域学部・農学部のカリキュラムに、持続可能な地域を構築していくための施策立案や実施能力が身につけられる教育方法を反映させる。

【12-2】

地方自治体、地元企業等と連携した共同研究（地域志向教育研究）等により、地域の人口減少・少子高齢化等に対する課題を抽出し、課題解決策や課題解決支援手法の開発を行う。

- ・【1】地域における課題の抽出方法や課題解決策について検討し、地方自治体、地元企業等と連携した共同研究（地域志向教育研究）、地域貢献支援事業に取り組むとともに、「TORIDAI EDGE」（トーク、カフェ形式）の開催等を行う。

【13-1】

地域社会や住民のニーズに対応した公開講座、出前講座や講演会等を開催するとともに、地元企業、官公庁等と連携した行政人材等の育成講座、鳥取大学振興協力会と連携した企業人材育成講座等の実践的リカレント教育プログラムを実施する。

- ・【1】地域社会や住民のニーズを社会調査・対話イベント等により把握するとともに、公開講座、出前講座及び講演会等を企画・実施する。
- ・【2】地元企業、官公庁等と連携した行政人材等の育成講座を開催するとともに、鳥取大学振興協力会と連携した企業人材育成講座等の実践的リカレント教育プログラムの実施に向けたニーズを把握する。

【13-2】

地域におけるイノベーションの創出や社会人の学び直しに資するため、産学協同による学生や社会人の人材育成として、過疎・高齢化等の課題抽出過程から地域住民の実質的な参画を促す住民参加型地域課題研究に取り組む。

- ・【1】地域におけるイノベーションの創出や社会人の学び直しに資するため、学生や社会人の人材育成として、住民参加型地域課題研究の実施に向けた課題抽出に取り組むとともに、課題抽出過程から地域住民の実質的な参画を促すべく本研究の拠点形成の準備を行う。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【14-1】

持続社会創生に貢献できるグローバル人材を育成するため、教育システムの国際通用性の向上、外国語による授業の増加、多様なグローバル資質・背景を持つ教員の増加等により、全学的なグローバル教育体制を整備する。

また、これらを情報発信することにより、外国人留学生の受入を増やすとともに、日本人学生の海外への留学を促す取組を行う。

- ・【1】グローバル人材育成推進室が中心となり、平成27年度までのグローバル教育の成果を検証し、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」事業終了後の全学的なグローバル人材育成の教育体制について検討する。また、グローバル教育については、全学の教育課程表の英語表記、各学部専門教育におけるグローバル強化コース設置の検討、教育のグローバル化に資する能力向上のためのFD実施等に取り組む。
- ・【2】国内外の各種ステークホルダーに対しては、公式ウェブサイトやFacebook等により情報発信を行うとともに、教職員に対しては、報告会や講演会等により情報共有を行う。
- ・【3】グローバル人材育成の一環として、外国人留学生の受入及び日本人学生の留学に関する全学的な方針について検討する。

【14-2】

キャンパスのグローバル化・多様化を推進するため、海外からの留学希望者に対する外国語による情報発信、入試方法・入学手続きの改善を行うとともに、留学手続きの簡素化・多言語化、留学生に対する日本語教育の実施、宿舎・生活支援等の受入及び支援体制を強化する。

- ・【1】国際交流に関する公式ウェブサイトにおいて、効果的なレイアウト、提供すべき情報等について検証し、外国語によるコンテンツの充実策について検討する。
- ・【2】留学生の出願から入学までの一連の手続きについて、本学の事例や他大学の情報収集等により検証のうえ、課題や問題点を把握し、入学センターと情報共有する。
- ・【3】留学生に対して、母国での日本語教育の実態を調査し、調査結果を踏まえて本学における日本語教育の問題点等を把握する。また、留学生の生活支援を充実するため、留学生等への既存の宿舎に関するアンケート調査を実施し、現状及び問題点を把握する。

【14-3】

外国人学生に対して地域の多様な課題をテーマとした実践活動及び地域と共に学ぶ教育プログラムを実施するとともに、地域住民に対して語学教育、異文化理解教育及び海外安全教育を行う。

- ・【1】外国人学生に対して実施している農作業支援等の実践的活動や「グローバル化社会における多文化共生のための協働力育成プログラム」において、個別の取組事例を抽出し、活動内容やプログラムにおける取組について検証する。

- ・【2】語学教育、異文化理解教育及び海外安全教育に関する地域のニーズを調査し、本学が実施している授業や教育を基に、地域住民に対して公開・実施する教育内容について検討する。

【15-1】

世界の乾燥地問題の解決において貢献できるグローバル人材を育成するため、国際乾燥地研究教育機構の国際共同研究の枠組みや本学の海外教育研究拠点を活用し、メキシコ海外実践教育プログラム、鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-I T P）等の多様な実践教育を実施するとともに、その教育効果を点検し、プログラムの改善を行う。

- ・【1】グローバル人材育成推進室、国際乾燥地研究教育機構、各学部・研究科等の連携により海外実践教育を企画し、メキシコ海外実践教育プログラム、鳥取大学インターナショナル・トレーニング・プログラム（TU-I T P）等を実施する。
- ・【2】海外実践教育プログラムの教育効果を検証するため、参加学生のグローバル能力の修得度、就職状況及び社会での活躍状況の調査方法について検討する。

【15-2】

学生、教職員の海外渡航に際しての安全管理（危機予防と対応）を強化するため、多様な国・地域、渡航形態に対応した危機管理シミュレーションを取り入れた海外安全マネジメント教育・研修を徹底する。

- ・【1】現行の海外渡航に関する安全管理体制及び国際交流危機管理マニュアルを見直し、それらに基づいた危機管理シミュレーションを実施する。
- ・【2】海外へ渡航する学生、教職員に対して海外安全マネジメント教育・研修を実施するとともに、教育効果を高めるため、教材の改訂、多言語対応、国別海外危機事例集等の作成を行う。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【16-1】

高度な医療技術と医療知識、高い倫理観と豊かな人間性を備える医療者の育成を目指し、地域で求められる医師像も念頭に置いて、卒前から卒後を連結した教育を実践する。

- ・【1】医学教育分野別認証評価に基づく医学教育改革に向けて、卒前から卒後を連結した教育を実践するための新カリキュラムを策定する。また、臨床実技能力の到達度を評価するため、臨床実習終了時に再度客観的臨床能力試験（O S C E）を試行する。
- ・【2】新専門医制度の基本領域となる専門研修プログラムを運用するための組織を立ち上げ、各研修プログラムの採用試験を実施する。

【16-2】

質の高い臨床研究を推進するため、本院の特徴である次世代高度医療推進センターを中心として、研究者倫理を遵守し、医工連携を通じた人材育成を進めるほか、新たな医薬品及び新しい医療機器開発を5件以上実施する。

- ・【1】医工農連携を推進するため、医学部に新たな研究組織を設置し、連携研究推進に向け検討する。
- ・【2】医師主導治験等の臨床研究数を増加させるため、臨床研究支援体制の構築について検討する。
- ・【3】医療人及びライフサイエンス分野の担当者を対象とした研究者倫理を遵守するため、利益相反等の教育プログラムについて検討する。
- ・【4】次世代高度医療推進センターを中心に、医薬品・医療機器等の新規開発を行う院内プロジェクトを推進し、医療機器等関連技術に関する特許出願を行う。

【17-1】

低侵襲外科センターを中心として、ロボット手術等の先進的医療を推進するとともに、若手医療者の技術・倫理教育を強化する等の安全性を高める取組を行う。

- ・【1】先進的医療を推進するため、低侵襲外科センターにおいて、頭頸部外科領域の第3項先進医療技術【先進医療B】への症例登録を実施する。
- ・【2】低侵襲外科センターを中心に、医師等の若手医療者に対してシミュレーターの有効活用による体系的な技術訓練を行う。また、低侵襲外科関連の医療事故全般に関する実態把握を行う。

【17-2】

鳥取県内の地域医療を充実させるため、重症児の在宅支援を担う医師等養成事業、在宅医療推進のための看護師育成支援事業等による医療者のキャリア形成支援を行う。

- ・【1】重症児の在宅支援を担う医師等養成事業において、インテンシブコースの実施等に取り組むとともに、外部評価委員会による中間評価を実施する。
- ・【2】在宅医療推進のための看護師育成支援事業において、訪問看護師育成プログラムを実施するとともに、受講しやすい環境の整備を行う。

【17-3】

医療機関の役割分担を明確化し、地域との医療連携を推進するため、医療情報の共有化を拡充するとともに積極的な人事交流を行う。

- ・【1】鳥取県内の医療機関と医療情報を共有するため、電子カルテ相互参照システム「鳥取県医療連携ネットワークシステム（おしどりネット3）」の参加医療機関等を増やす方策について検討する。
- ・【2】過去に関連医療機関と行った人事交流について、今までの取組に対する総括及び自己評価を行い、今後の実施や期待される効果等について検討する。

【18-1】

医療者が働きやすく、ワークライフバランスの向上に資する新たな制度により処遇改善を行い、看護師の離職率が7%以下を維持できるような職場環境を整備する。

- ・【1】医療者の処遇改善を目的として、附属病院内の多職種の代表で構成された検討組織を立ち上げ、ワークライフバランスの向上に資する新たな制度について検討する。また、医療者のサポート体制をより充実するとともに、看護師の夜勤負担軽減を検討するなど、職場環境の整備を行う。

【18-2】

透明性の高い医療安全の意識を更に高めるため、医療安全教育の充実、インシデント検証の強化等を行う。

- ・【1】医療安全管理体制を充実するため、医療安全管理部への専従医療職の人員配置について検討する。また、死亡事例、合併症事例を含めたインシデントの報告体制及び情報収集体制を構築する。

【18-3】

円滑な病院運営を行うために、病院長のリーダーシップの下、人材の配置、資金の重点配分、施設設備を効率的に配置及び活用する。

また、設備マスタープランに基づき、病院施設の充実を進める。

- ・【1】平成28年度診療報酬改定を考慮し、「施設基準の取得等」及び「安全性又は効率性等」を実現する人材配置及び施設整備を実施する。
- ・【2】設備マスタープランに基づき、大型医療設備の年度更新計画を策定し、予算を勘案しながら重点的に設備配置を実施する。また、医療機器の現状を定期的に調査し、医療機器を効率的に配置及び活用する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【19-1】

附属学校園が大学キャンパスに隣接しており、各学部等との迅速な意思疎通・合意形成が可能である利点を活かし、大学の教員や学生、施設等を活用した「知への探究心を培う教育」を実施する。

特に、大学の研究室等において講義を受講させることで、生徒の知ることへの興味や関心を育て、高等教育への見通しをもたせる教育を行う。

- ・【1】「知への探究心を培う教育」として、大学の資源を活用した講義体験等のキャリア教育やアクティブラーニングの手法を活用した教科教育等に取り組む。また、附属学校部運営委員会において、「知への探求心を培う教育」の取組内容や見直し等について検討する。

【19-2】

地域運営協議会等を活用し、教育現場の意見を取り入れるとともに、幅広い人材交流を通じて、幼・小・中接続期の連携に重点を置いた学習カリキュラムの開発、グローバルマインドとコミュニケーション能力の育成に重点を置いた外国語教育を大学教員等と連携して行うなど、地域の教育課題の解決に向けた取組を行う。

- ・【1】地域運営協議会等を開催し、学校現場が抱える教育課題等を把握する。
- ・【2】公開研究会等を通じて、教育研究の成果や附属学校部の取組について情報発信を行う。
- ・【3】幼・小・中接続カリキュラムの開発に向けて、教科担当教員等による検討会を実施し、接続期における教科指導や児童・生徒支援のあり方等について検討する。
- ・【4】大学教員等と連携したグローバルマインドとコミュニケーション能力の育成に重点をおいた、外国語教育を実施する。

【19-3】

大学教育支援機構教員養成センター等と協力し、現職教員等に対する追跡調査を実施し、教師の成長過程を解明するための指標を策定する。

また、その策定した指標を活用し、実践的な指導力を備え、多様な視点を持つ教員の養成に取り組む。

- ・【1】教師の成長過程を解明するため、大学教育支援機構教員養成センターにおいて、附属学校園の現職教員を対象とした教師の成長過程に関する予備的調査及び教職を目指す学生の成長過程を明らかにする調査を実施する。
- ・【2】本学の特色に即した教員養成を行うため、大学教育支援機構教員養成センターと各附属学校園が連携し、教職を目指す各学部の学生等に対して教育実習を行う。

【19-4】

第2期中期目標期間までに蓄積した子供の発達コホート研究の成果及び新たに実施する附属学校部等におけるコホート研究の成果を活用し、子供の発達や問題行動等の様態等を明らかにするための学際研究に取り組む。

- ・【1】地域学部附属子どもの発達・学習研究センター及び大学教育支援機構教員養成センターが連携し、附属学校・地域と連携した子どもの発達と教師の成長プロセスに関する学際研究等の実践的研究を行う。
- ・【2】子どもの発達や問題行動等の様態等を明らかにするための学際研究の成果を地域社会に還元するため、コホート研究の成果と学校現場をつなぐためのプラットフォームづくりとして、各種研修会・講演会を開催する。

II 業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【20-1】

意思決定システムとして、理事及び副学長等の業務分担を踏まえた有機的連携、学長室の企画立案機能の充実、客観的な情報に基づく意思決定支援機能の強化等を確立し、学長のリーダーシップの下、迅速かつ戦略的な大学運営を行う。

また、監事への支援体制を強化するとともに、監事の監査結果や学長選考会議、経営協議会等の学外者からの意見を迅速に法人運営に活かす。

- ・【1】学長室において、理事及び副学長等の業務分担及び体制を確認するとともに、改組等に係る企画立案及びIRセクションの業務・体制整備等の方策について提案し、大学改革推進会議で検討する。
- ・【2】監事の支援体制や内部監査課のあり方を検討する。また、監事の監査結果や学長選考会議、経営協議会等の学外者からの意見等について、法人運営への活用方法を検討する。

【20-2】

大学改革に向けた戦略的活動に対し、効果的な教員配置、重点的な予算編成、優先的な施設設備の整備等の学内資源の再配分を行う。

- ・【1】教員の重点配置及び人件費を踏まえた効果的な教員配置を実施するため、教員人事制度の見直しを検討する。
- ・【2】学長のリーダーシップの下、平成28年度学内予算編成方針に基づき、本学の機能強化に資する事業を重点的に支援するほか、全学を挙げて取り組む事業に戦略的な予算配分を行う。また、大学改革・機能強化に対応した重点的・優先的な施設設備の整備を実施する。

【20-3】

大学の機能強化に向けた戦略的活動を支援するため、高度情報化推進構想等に基づき、情報インフラや支援環境の整備を行う。

- ・【1】高度情報化推進構想の見直しを行い、実現するための具体的事業計画を決定するとともに、優先度の高い事業から実施する。

【20-4】

ダイバーシティ環境の整備を推進するため、第2期中期目標期間において男女共同参画推進室で取り組んだ実績を基に、ライフイベント中の教職員への支援、女性研究者の裾野拡大、教職員の意識啓発等の活動に取り組むとともに、女性管理職の割合を10%以上及び教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した教員等の割合を20%以上にする。

- ・【1】ダイバーシティ環境の整備を推進するため、研究支援員の配置等によるライフイベント中の教職員への支援、女子学生向けセミナーの開催等による女性研究者の裾野拡大、国際公募の実施など女性教員・外国人教職員の雇用増加につながる取り組みを実施する。特に、第4期次世代育成支援行動計画に基づき、男性が育児休業等を取得しやすい環境を整備するとともに、女性管理職を増やすための研修・環境整備を行う。

【21-1】

教育研究の質の確保とグローバル化を行うため、年俸制適用者の在職比率を15%に増加させるとともに、年俸制の導入に伴う適切な業績評価を確立し、教職員の人事評価の実施・改善を行う。

また、混合給与の導入により、国内外から優秀な人材を雇用する。

- ・【1】若手研究者等への年俸制の適用を推進するとともに、年俸制の導入に伴う適切な業績評価の確立に向けて、評価方法・体制の見直しについて検討する。また、事務・技

術系職員についても評価方法の改善について検討する。

- ・【2】平成27年度に導入したクロスアポイントメント制度（混合給与）等を活用し、外国人教職員の雇用増加につながる取り組みを実施する。

【21-2】

効果的な法人運営を行うため、高度な専門性を有する者等を配置するとともに、キャリアパスの確立に向けた教職員研修を計画的に実施する。

- ・【1】職員の適性に基づく多様な働き方を可能とする、複線型キャリアパスの導入に向け、高度専門職（UR A等）を配置できる体制を整える。
- ・【2】教職員の資質向上やキャリアパスの確立に向け、専門分野別及び階層別の研修等を計画的に実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【22-1】

ミッションの再定義に示した学部等の強みや特色をさらに向上させるため、平成29年度を目途に地域学部及び農学部の改組を実施する。

- ・【1】地域学部及び農学部の平成29年度改組に向けて設置計画書を提出し、改組に備えて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの改訂、入試制度に関する広報活動等に取り組む。

【22-2】

自然・人文・社会科学系の研究・教育を組織横断的に実施するため、既存の研究科を抜本的に見直し、平成29年度を目途に地域学研究科、工学研究科及び農学研究科を持続社会創生科学研究科（仮称）に統合する改組を実施する。

- ・【1】「持続社会」の実現に資することができる人材育成を目的とした持続社会創生科学研究科（仮称）の平成29年度改組に向けて、設置計画書を提出し、改組に備えて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定、入試制度に関する広報活動等に取り組む。また、連合農学研究科については、ミッションの再定義に示した強みや特色をさらに向上させるため、平成30年度改組に向けた準備を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【23-1】

IR部門における意思決定支援等の「教職協同」による大学運営を推進するため、教育研究組織の見直しに伴い、平成29年度を目途に合理的な事務組織の改組を実施する。

- ・【1】平成29年度を目途に実施する学部及び研究科の改組と連動し、事務組織の改組に向けた準備を行う。また、学長室においてIRセクションの業務・体制整備等について検討する。

【23-2】

事務組織を効率的に運営するため、業務の継続的な見直し、業務の外部委託、災害等に備えた大学間連携等を実施する。

- ・【1】業務の見直し、新たな業務改善及び外部委託等を検討し、平成29年度に向けた具体的な取組を決定する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【24-1】

競争的資金、共同研究、受託研究等の獲得に向け、全学的な支援体制として産学・地域連携推進機構等の申請支援機能を強化し、研究者の外部研究資金等の獲得金額を第2期中期目標期間より5%増加させる。

- ・【1】外部資金の獲得に向け、産学・地域連携推進機構において、研究助成情報マッチングシステムの活用や申請書の作成支援等の新たな申請支援を行う。また、科研費の獲得に向け、過去の申請及び採択状況を分析し、申請時における各種支援制度の実施・改善に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【25-1】

大学の教育研究機能を効果的に発揮するため、人件費の抑制に継続的に取り組むとともに、財務データの分析結果を活用した客観的な情報に基づいた管理経費の抑制及び資源の有効配分に取り組む。

- ・【1】人件費の抑制に継続的に取り組むため、第3期中期目標期間中の人件費削減計画を策定する。
- ・【2】管理経費を抑制するため、財務データの分析を行い、新たな削減方策に関する計画を策定する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【26-1】

資産（土地・建物・設備）について、実態調査による現状把握及び適正な見直しを行うとともに、遊休資産等については、用途変更等により有効活用に取り組む。

- ・【1】鳥取大学減損会計処理要項に基づき、土地・建物・設備についての利用状況を調査する。なお、平成27年度の調査結果において遊休資産等に該当する資産がある場合、適正な見直しを行い有効活用に取り組む。

【26-2】

資産（資金）について、財務状況を踏まえ、安全性や収益性を考慮した運用を行う。

- ・【1】安全性及び収益性を考慮した資金運用を行うとともに、収益性を向上させるため、資金運用方法の見直しを検討する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【27-1】

大学や部局における教育研究活動や運営について、組織として自己点検・評価を継続的に実施し、評価結果を組織運営に反映する。

- ・【1】教育プログラムの自己点検・評価（中期計画1-1）や卒業生（修了生）及び就職先企業に対するアンケート（中期計画1-3）の実施について、大学教育支援機構、各学部・研究科等の連携体制や役割分担等を決定する。
- ・【2】第2期中期目標期間における大学評価の実施体制及び実施方法を見直すとともに、第3期中期目標期間に向けた実施計画を作成し、年度計画の進捗管理方法や評価結果の活用方法等を検討する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【28-1】

大学の特色や教育・研究の成果、社会貢献活動等の情報を、受験生、企業及び地域・一般の方に対し公式ウェブサイト等により情報の探しやすさ、見せ方を向上させる。

- ・【1】わかりやすい公式ウェブサイトに刷新するため、掲載情報の見直し、デザインの変更、アクセス解析手法の検討等を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【29-1】

グローバル化やイノベーション創出に呼応したスペース確保と高度な教育研究環境への機能改善に向け、国の財政措置の状況を踏まえ、新たに策定するキャンパスマスタープランに基づき、老朽インフラの計画的更新、基盤設備の長寿命化等を実施するとともに、施設・設備等の既存ストックの維持管理や有効活用を行う。

- ・【1】「鳥取大学キャンパスマスタープラン2016」を策定し、インフラ設備の計画的な更新のため、効果的な維持管理・長寿命化を含めた整備計画書を作成する。
- ・【2】平成27年度に作成した年次計画に基づき、施設（地域学部、附属学校）の有効活用調査の実施及びスペースマネジメントの改善を行う。

【29-2】

学生、留学生、障害のある学生や教職員等が快適に過ごせるキャンパス構築に向け、国の財政措置の状況を踏まえ、キャンパスアメニティ、ユニバーサルデザインに配慮した老朽施設のリノベーション（新たな施設機能の創出を図る創造的な改修）、屋外環境の整備等を計画的に実施する。

- ・【1】平成28年度に策定予定の「鳥取大学キャンパスマスタープラン2016」及び改訂予定の「鳥取大学中長期修繕計画」に基づき、老朽化した工学部共同実験棟のリノベーション改修や、鳥取キャンパスのメインストリートの動線整備等の屋外環境整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【30-1】

学生、教職員等の安全確保を図るため、危機管理体制の強化や施設整備の推進等により、危機管理における予防的対応に取り組む。

- ・【1】危機管理委員会において、リスク発生時の情報伝達・指揮命令系統の見直しを行う。
また、キャンパスにおける事故防止のため、歩行者が構内をより安全に通行できるよう、自転車道等の整備について検討する。

【31-1】

組織として安全管理の徹底を図るため、第一種衛生管理者の有資格者を120名以上確保するとともに、部局衛生管理者を30名以上配置することにより、職場巡視等の安全管理体制を強化する。

また、安全管理に関する活動を推進するため、学生・教職員に対し、事故等の未然防止等に繋がる意識啓発活動に取り組むとともに、教職員の参加状況の把握や実施状況のチェック体制等を充実させるなど、社会情勢に応じた安全衛生教育を行う。

- ・【1】職場巡視等の安全管理体制を強化するため、必要に応じた衛生管理者の有資格者の計画的な養成を実施するとともに、各部局に衛生管理者を配置する。
- ・【2】学生・教職員に対し、事故等の未然防止等につながる意識啓発活動に取り組むとと

もに、新採用教職員に対し、労働安全衛生に関する研修を行う。

- ・【3】衛生管理者の有資格者に対する研修への教職員の参加状況や職場巡視などの実施状況を把握し、課題や改善点等の検討を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【32-1】

大学職員としての行動や大学の活動全般において、学内規則を含めた法令遵守を徹底する。特に、研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用等の事前防止及び再発防止のため、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等により教職員への啓発活動を充実し、不正防止活動に取り組む。

- ・【1】研究活動の不正行為防止のための説明会を行い、研究倫理教育の受講管理を徹底する。
- ・【2】研究費等の不正使用を防止するため、コンプライアンス教育やアンケートの実施、納品検収センターでの納品確認の徹底、不正防止計画推進室による啓発活動等を実施する。
- ・【3】遺伝子組換え実験、動物実験及び放射線を用いた実験を行う研究の法令遵守を徹底するため、e-Learningシステムを用いた教育訓練体制の構築を行う。

【32-2】

情報漏洩等による社会的信用の失墜を未然に防ぐため、e-Learning等を有効活用した情報セキュリティ教育の充実、情報漏洩を防止する情報システムの導入等により情報セキュリティ対策を強化する。

- ・【1】情報セキュリティ教育を充実するため、教育内容を検討し、教職員に対して情報セキュリティ研修等の集合教育を実施する。
- ・【2】情報セキュリティに対する自己点検及び監査、情報漏洩に対するリスク分析等を実施することで、情報セキュリティや情報漏洩に対する実態把握と改善点を明らかにする。
- ・【3】情報セキュリティ対策を強化するため、過去のインシデントを分析し、発生時の技術的対応・人的対応の改善策を検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,697,854 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・庖丁人町宿舎跡地（鳥取県鳥取市庖丁人町2番地、約909㎡）・中町宿舎跡地（鳥取県鳥取市中町7番地、約717㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・(医病) 基幹・環境整備 (搬送設備更新)	総額 4 6 9	施設整備費補助金 (1 6 0)
・(米子) ライフライン再生 (電気設備)		設備整備費補助金 (0)
・(医病) 基幹・環境整備 (特高受変電設備等)		長期借入金 (2 5 8)
・(米子) ライフライン再生 I (電気設備)		(独) 大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (5 1)
・小規模修繕		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 1) 学長のリーダーシップの下、効果的な教員配置を実施するため、教員人事制度の見直しを検討する。
- 2) 第3期中期目標期間中の人件費削減計画を策定する。
- 3) 学長のリーダーシップの下、ライフイベント中の教職員への支援や、女性教員の雇用増加及び研究活動支援につながる取組を実施する。
- 4) 年俸制を適用する若手教員の採用を推進する。
- 5) 年俸制、クロスアポイントメント制度 (混合給与) 等を活用し、国内外の優秀な人材を確保する。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 2, 190人

また、任期付き職員数の見込みを50人とする。

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 17, 689百万円 (退職手当は除く)

(別紙)予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成28年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,791
施設整備費補助金	160
補助金等収入	68
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	51
自己収入	23,923
授業料、入学金及び検定料収入	3,478
附属病院収入	19,908
雑収入	537
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,373
引当金取崩	20
長期借入金収入	258
目的積立金取崩	0
計	36,644
支出	
業務費	33,095
教育研究経費	14,488
診療経費	18,607
施設整備費	469
補助金等	68
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,372
長期借入金償還金	1,640
計	36,644

[人件費の見積り]

期間中総額17,689百万円を支出する(退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	36,008
經常費用	36,008
業務費	32,222
教育研究経費	3,015
診療経費	9,655
受託研究費等	918
役員人件費	332
教員人件費	8,809
職員人件費	9,493
一般管理費	654
財務費用	220
減価償却費	2,912
臨時損失	0
収益の部	36,250
經常収益	36,250
運営費交付金収益	9,951
授業料収益	2,843
入学金収益	433
検定料収益	107
附属病院収益	19,908
受託研究等収益	918
補助金等収益	41
寄附金収益	404
施設費収益	33
財務収益	8
雑益	529
資産見返運営費交付金等戻入	567
資産見返補助金等戻入	379
資産見返寄附金戻入	129
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	242
目的積立金取崩益	0
総利益	242

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,131
業務活動による支出	32,891
投資活動による支出	16,813
財務活動による支出	2,289
翌年度への繰越金	1,138
資金収入	53,131
業務活動による収入	36,149
運営費交付金による収入	10,791
授業料・入学金及び検定料による収入	3,478
附属病院収入	19,908
受託研究等収入	918
補助金等収入	68
寄附金収入	449
その他の収入	537
投資活動による収入	15,560
施設費による収入	211
その他の収入	15,349
財務活動による収入	258
前年度よりの繰越金	1,164

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

地域学部	地域政策学科	196人
	地域教育学科	196人
	地域文化学科	192人
	地域環境学科	176人
医学部	医学科	652人
		(うち医師養成に係る分野 652人)
	生命科学科	160人
	保健学科	497人
工学部	機械物理系学科	230人
	電気情報系学科	250人
	化学バイオ系学科	200人
	社会システム土木系学科	220人
	機械工学科 (H27 募集停止)	130人
	知能情報工学科 (H27 募集停止)	120人
	電気電子工学科 (H27 募集停止)	130人
	物質工学科 (H27 募集停止)	120人
	生物応用工学科 (H27 募集停止)	80人
	土木工学科 (H27 募集停止)	120人
	社会開発システム工学科 (H27 募集停止)	120人
	応用数理工学科 (H27 募集停止)	80人
農学部	生物資源環境学科	800人
	共同獣医学科	140人
		(うち獣医師養成に係る分野 140人)
	獣医学科 (H25 募集停止)	70人
	(うち獣医師養成に係る分野 70人)	
地域学研究科	地域創造専攻	30人
		(うち修士課程 30人)
医学系研究科	地域教育専攻	30人
		(うち修士課程 30人)
	医学専攻	120人
		(うち博士課程 120人)
	生命科学専攻	35人
		(うち修士課程 20人)
機能再生医科学専攻		(うち博士課程 15人)
	機能再生医科学専攻	43人
		(うち修士課程 22人)
		(うち博士課程 21人)

工学研究科	保健学専攻	40人	
		(うち修士課程 28人)	
		(うち博士課程 12人)	
	臨床心理学専攻	12人	
		(うち修士課程 12人)	
	機械宇宙工学専攻	96人	
		(うち修士課程 78人)	
	(うち博士課程 18人)		
農学研究科	情報エレクトロニクス専攻	108人	
		(うち修士課程 90人)	
		(うち博士課程 18人)	
	化学・生物応用工学専攻	72人	
		(うち修士課程 60人)	
		(うち博士課程 12人)	
	社会基盤工学専攻	93人	
	(うち修士課程 78人)		
	(うち博士課程 15人)		
連合農学研究科	フィールド生産科学専攻	50人	
		(うち修士課程 50人)	
	生命資源科学専攻	42人	
	(うち修士課程 42人)		
	国際乾燥地科学専攻	30人	
	(うち修士課程 30人)		
連合農学研究科	生物生産科学専攻	18人	
		(うち博士課程 18人)	
	生物環境科学専攻	12人	
		(うち博士課程 12人)	
	生物資源科学専攻	12人	
	(うち博士課程 12人)		
	国際乾燥地科学専攻	9人	
	(うち博士課程 9人)		
附属小学校	440人	学級数	12
附属中学校	440人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9
附属幼稚園	90人	学級数	4